

桶川市告示第137号

様式第51号（第22条関係）

公 示 送 達 書	
令和8年 6月12日	
次の書類は、桶川市役所収税課に保管してありますから来庁の上受領してください。	
埼玉県桶川市 桶川市長 小野克典	
送達を受けるべき者	外丸 輝之
送達すべき書類を特定するために必要な情報	国税徴収法第54条に規定する書類
	桶収第7-170号
(注意)	
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。	